

1 特記仕様書

-----

工事名称 WS - 危険物倉庫新築工事に伴う電気設備工事

工事場所 三重県四日市市宝町一番地

工事期間 自平成 年 月 日 ~ 至平成 年 月 日

建築概要 敷地面積 67621.44 用途地域 工業 防火地域 法2.2条

Table with 5 columns: 床面積, 危険物倉庫, 建築面積, 1階, 2階, 3階, 4階, 延床面積, 合計

- 1. 受変電設備工事
既設特高変電室の既設低圧配電盤改修工事(0.75Ax1, MCB 2P・100/30Ax1 増設)とする。
2. 低圧幹線設備工事
既設低圧配電盤の二次側以降、新設電灯動力盤に至る配管配線工事および電灯動力盤の製作取付工事とする。(接地工事は、本項目に含む。)
3. 動力配線工事
新設電灯動力盤の二次側以降、各動力機器に至る配管配線工事、制御配線工事とする。
4. 電灯コンセント設備工事
新設電灯動力盤の二次側以降、各照明器具、各配線器具に至る配管配線、配線器具取付工事とする。(誘導灯の配線工事は、本項目に含む。)
5. 照明器具取付工事
照明器具の製作、取付工事とする。(誘導灯器具は、本工事に含む。)
6. 自動火災報知設備工事
既設TNC工場内の既設P型1級5回線受信機を撤去し、同場所にP型1級10回線受信機を新設する。新設受信機以降、各総合盤を経て、各感知器等に至る配管配線工事および機器取付、調整工事とする。
7. 避雷針設備工事
JIS A-4201に基づいて施工するものとする。
8. 移設工事
既設インバ-タ盤の移設および配線替工事とする。

一般事項

- [1] 施工基準
本工事は設計図によるほか、日本建築家協会編『建築設備工事共通仕様書』、電気設備技術基準、消防法、建築基準法、条例等の諸官公庁社規定に基づき並びに係員の指示により適正確実に施工するものとする。
[2] 諸手続き
本工事に要する関係官公庁社への申請手続き関係書類の作成は遅滞なく行うこと。又これに必要な費用はすべて請負者の負担とする。
[3] 施工詳細
本工事は、特記仕様書並びに添付図面に示す範囲において、明記なき部分でも技術上、施工上、本工事完成上、当然必要と認められる工事は係員の指示に従い異議なく施行すること。又設計図は主要を示すものであり工事中工前に工事施工図を作成して、係員の承認を得たあと施工する。
[4] 使用材料
本工事に使用する諸材料並びに製作品は、諸取締規則、JIS規格のあるものは各々の規格に合格した品質優良な新品とし、見本品又は製作詳細図を提出し係員の承認を受けたあと正式に発注する。
[5] 工事管理
請負者は、本工事に関する下記の管理を行うこと。
(a)労働基準法、労働安全衛生規則、その他関連法規に従い工事場の管理を行い工事場内の労働者、その他の出入りの監督、風紀衛生の確保およびその他の事故防止についても十分な注意と処置を行う。
(b)工事場内においては、常に諸機械その他の整理および場内の清掃を行う。
[6] 完成引き渡し
(a)工事完成のうちは、全設備の試験および検査を受け官公庁社の基準に合格するとともに許可書、検査証および試験結果表を添えて引渡しを行うこと。
(b)各種機器には、その製造社名、製造年月日、機器製造番号等の標示を設け、別にその機器の使用法、注意事項等の取り扱い説明書を提出する。
[7] 工事保証
本工事請負者は、工事完成後でも工事の不完全、納入品の欠陥等に起因する故障等については、一年間の保証の責に任じ、無償にて修理又は良品と取り替えるものとする。
[8] 竣工に伴う提出物(印を適用する。)
1.竣工図面 3部
2.工事記録写真 2部
3.各機器の製品保証書、完成図(承認図)、試験結果成績表 3部
4.機器取り扱い説明書、カタログ 3部
5.使用材料の一覧表(製造業者名、代理店名 記入) 2部
6.接地抵抗、絶縁抵抗、高低圧盤測定結果表 2部
7.テレビ電界強度測定結果表 2部
8.官公庁社に申請を要した事項の認可証 2部
9.備品目録 2部

特記事項

- [1]スイッチ・コンセントは埋込型とし、スイッチは波動型、コンセントの2ヶ口は、一体用型を使用する。
[2]照明器具は、吊りボ-ルト等を使用して取り付け、天井に負担のかからないように施行する。
[3]プレ-ト類は全て新金属プレ-トを使用する。
[4]空配管には、1.2 ビニ-ル被覆鉄線を挿入する。
[5]既設撤去品は、係員の指示に従い請負者が責任をもって処分する。
[6]本工事に使用する電線管のうち、特記なきものは厚鋼電線管を使用する。
[7]電線管工事に際し、ネジ切り箇所およびコンクリ-ト埋込ボックス内には、防錆塗装を行い、管とボックス類との接続箇所には、必ずア-スボンド等により電気的に接続を行う。
[8]盤類は全て鋼板製メラミン焼付けとし盤厚は1.6、2.3とする。
[9]露出部分には指定色2回塗装を行う。
[10]防火区画貫通部は、建築基準法令112条に基づき施行する。
[11]エキスパンション・ジョイント部又は電動機等への接続部にはブリカ・チュー-プ又はフレキシブル・チュー-プを用いる。
[12]耐震措置を考慮するものは、建築設備の耐震設計・施工指針により施工する。

工事区分

Table with 8 columns: 番号, 項目, 電気, 建築, 空調, 衛生, 別途, 備考

2 記号凡例

-----

Table with 4 columns: 記号, 名称, 備考

Table with 2 columns: 記号, 備考